

平成 17 年度における独立行政法人等情報公開法の施行の状況について

I 調査の目的

この調査は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号。以下「法」という。）第 25 条の規定に基づき、法の施行の状況を的確に把握し、広く国民に明らかにすることによって、情報公開制度及びその運用に対する正確な理解を深めることを目的として行ったものである。

II 対象機関

法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等のすべて

- 独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人（平成 18 年 3 月 31 日現在）

奄美群島振興開発基金、医薬基盤研究所、医薬品医療機器総合機構、宇宙航空研究開発機構、沖縄科学技術研究基盤整備機構、海員学校、海技大学校、海上技術安全研究所、海上災害防止センター、海洋研究開発機構、科学技術振興機構、家畜改良センター、環境再生保全機構、教員研修センター、勤労者退職金共済機構、空港周辺整備機構、経済産業研究所、原子力安全基盤機構、建築研究所、航海訓練所、工業所有権情報・研修館、航空大学校、交通安全環境研究所、高齢・障害者雇用支援機構、港湾空港技術研究所、国際観光振興機構、国際協力機構、国際交流基金、国際農林水産業研究センター、国民生活センター、国立印刷局、国立オリンピック記念青少年総合センター、国立科学博物館、国立環境研究所、国立健康・栄養研究所、国立高等専門学校機構、国立公文書館、国立国語研究所、国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、国立少年自然の家、国立女性教育会館、国立青年の家、国立大学財務・経営センター、国立特殊教育総合研究所、国立博物館、国立美術館、国立病院機構、雇用・能力開発機構、さけ・ます資源管理センター、産業安全研究所、産業医学総合研究所、産業技術総合研究所、自動車検査独立行政法人、自動車事故対策機構、種苗管理センター、酒類総合研究所、消防研究所、情報処理推進機構、情報通信研究機構、食品総合研究所、新エネルギー・産業技術総合開発機構、森林総合研究所、水産総合研究センター、水産大学校、製品評価技術基盤機構、石油天然ガス・金属鉱物資源機構、造幣局、大学入試センター、大学評価・学位授与機構、中小企業基盤整備機構、駐留軍等労働者労務管理機構、通関情報処理センター、鉄道建設・運輸施設整備支援機構、電子航法研究所、統計センター、都市再生機構、土木研究所、日本学術振興会、日本学生支援機構、日本芸術文化振興会、日本原子力研究開発機構、日本高速道路保有・債務返済機構、日本スポーツ振興センター、日本万国博覧会記念機構、日本貿易振興機構、日本貿易保険、年金・健康保険福祉施設整理機構、農業環境技術研究所、農業工学研究所、農業者大学校、農業者年金基金、農業生物資源研究所、農業・生物系特定産業技術研究機構、農畜産業振興機構、農薬検査所、農林漁業信用基金、農林水産消費技術センター、肥飼料検査所、福祉医療機構、物質・材料研究機構、文化財研究所、平和祈念事業特別基金、防災科学技術研究所、放射線医学総合研究所、北海道開発土木研究所、北方領土問題対策協会、水資源機構、緑資源機構、メディア教育開発センター、理化学研究所、林木育種センター、労働政策研究・研修機構、労働者健康福祉機構

- 別表第 1 に掲げる法人（平成 18 年 3 月 31 日現在）

< 特殊法人・認可法人等 >

沖縄振興開発金融公庫、関西国際空港株式会社、公営企業金融公庫、国際協力銀行、国民生活金融公庫、住宅金融公庫、商工組合中央金庫、総合研究開発機構、地方競馬全国協会、中小企業金融公庫、日本銀行、日本小型自動車振興会、日本自転車振興会、日本私立学校振興・共済事業団、日本政策投資銀行、日本船舶

振興会、日本中央競馬会、日本郵政公社、年金資金運用基金、農水産業協同組合貯金保険機構、農林漁業金融公庫、放送大学学園、預金保険機構

<国立大学法人>

北海道大学、北海道教育大学、室蘭工業大学、小樽商科大学、帯広畜産大学、旭川医科大学、北見工業大学、弘前大学、岩手大学、東北大学、宮城教育大学、秋田大学、山形大学、福島大学、茨城大学、筑波大学、筑波技術大学、宇都宮大学、群馬大学、埼玉大学、千葉大学、東京大学、東京医科歯科大学、東京外国語大学、東京学芸大学、東京農工大学、東京芸術大学、東京工業大学、東京海洋大学、お茶の水女子大学、電気通信大学、一橋大学、横浜国立大学、新潟大学、長岡技術科学大学、上越教育大学、富山大学、金沢大学、福井大学、山梨大学、信州大学、岐阜大学、静岡大学、浜松医科大学、名古屋大学、愛知教育大学、名古屋工業大学、豊橋技術科学大学、三重大学、滋賀大学、滋賀医科大学、京都大学、京都教育大学、京都工芸繊維大学、大阪大学、大阪外国語大学、大阪教育大学、兵庫教育大学、神戸大学、奈良教育大学、奈良女子大学、和歌山大学、鳥取大学、島根大学、岡山大学、広島大学、山口大学、徳島大学、鳴門教育大学、香川大学、愛媛大学、高知大学、福岡教育大学、九州大学、九州工業大学、佐賀大学、長崎大学、熊本大学、大分大学、宮崎大学、鹿児島大学、鹿児島体育大学、琉球大学、総合研究大学院大学、政策研究大学院大学、北陸先端科学技術大学院大学、奈良先端科学技術大学院大学

<大学共同利用機関法人>

人間文化研究機構、自然科学研究機構、高エネルギー加速器研究機構、情報・システム研究機構

○ その他

民間法人化等により法の対象外となった法人であって、経過措置により、対象外となった時点で処理中の事案等についてなお従前の例により法の適用対象とされているもの。

社会保険診療報酬支払基金、東京地下鉄株式会社（旧帝都高速度交通営団）、首都高速道路株式会社（旧首都高速道路公団）、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社（旧日本道路公団）、本州四国連絡高速道路株式会社（旧本州四国連絡橋公団）、阪神高速道路株式会社（旧阪神高速道路公団）

- (注) 1 独立行政法人日本原子力研究開発機構は、核燃料サイクル開発機構、日本原子力研究所を統合して、平成 17 年 10 月 1 日に設立された。
このため、独立行政法人日本原子力研究開発機構については、統合前の核燃料サイクル開発機構、日本原子力研究所の件数と統合後の件数の合計を 1 法人として計上している。
- 2 道路関係公団の民営化により、平成 17 年 10 月 1 日、首都高速道路公団は首都高速道路株式会社に、日本道路公団は東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社に、本州四国連絡橋公団は本州四国連絡高速道路株式会社に、阪神高速道路公団は阪神高速道路株式会社に、それぞれ移行し、未処理事案についてはそれぞれの株式会社に承継された。
このため、旧公団における件数とそれぞれ承継した各株式会社における件数の合計を各株式会社分として計上している。
- 3 平成 17 年 10 月 1 日に富山大学に統合された富山医科薬科大学及び高岡短期大学については、富山大学に含めて計上している。
- 4 平成 17 年度途中で行われた独立行政法人等の組織改編等については、本文末の別表参照。
また、平成 18 年 4 月 1 日の独立行政法人等の組織改編についても参考として表示した。

Ⅲ 対象期間

平成 17 年 4 月 1 日から 18 年 3 月 31 日まで

(注) なお、法施行が平成 14 年 10 月 1 日であるため、参考として示されている 14 年度の調査結果は、6 か月分のデータである。

IV 調査の結果

1 開示請求の件数と処理の状況

(1) 開示請求の件数

ア 平成 17 年度に各独立行政法人等に対して行われた開示請求は、表 1 のとおり、4,487 件であり、16 年度より減少している。

また、開示請求は、本社等の情報公開窓口以外でも受け付けられており、1,245 件 (27.7%) が地方支社等の情報公開窓口での受付となっている。

表 1 開示請求の件数

(単位：件、%)

	開示請求の件数	開示請求の件数	
		本社等	その他
平成 17 年度 (比率)	4,487 (100)	3,242 (72.3)	1,245 (27.7)
16 年度	6,594 (100)	5,314 (80.6)	1,280 (19.4)
15 年度	5,821 (100)	4,310 (74.0)	1,511 (26.0)
14 年度	5,567 (100)	4,549 (81.7)	1,018 (18.3)

(注) 「本社等」は、本社等の窓口で受け付けられたものをいい、「その他」は、地方支社等、本社等窓口以外の窓口で受け付けられたものをいう。

イ 開示請求の態様をみると、表 2 のとおり、窓口に来所してのものが 2,355 件 (52.5%)、郵送によるものが 2,132 件 (47.5%) となっている。

表 2 開示請求の態様別件数

(単位：件、%)

	開示請求の態様別件数			
	来所	郵送	オンライン	計
平成 17 年度 (比率)	2,355 (52.5)	2,132 (47.5)	0 (0)	4,487 (100)
16 年度	3,649 (55.3)	2,941 (44.6)	4 (0.1)	6,594 (100)
15 年度	4,121 (70.8)	1,700 (29.2)	—	5,821 (100)

(注) 14 年度については、把握していない。

(2) 処理の状況

平成 17 年度において各独立行政法人等が処理すべき事案は、表 3 のとおり、17 年度に新たに受け付けた 4,487 件、前年度から持ち越した 354 件及び事案の移送を受けた 12 件の計

4,853件となっている。

この4,853件の処理状況をみると、開示決定等を行ったものが4,558件(93.9%)、途中で請求が取り下げられたものが135件(2.8%)、事案の全部を他の機関に移送したものが1件(0.02%)となっている。また、159件(3.3%)については、平成18年度に処理が持ち越されている。

(注) 独立行政法人等への事案の移送は、法12条の規定に基づき他の独立行政法人等から行われる場合と、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号。以下「行政機関情報公開法」という。)第12条の2の規定に基づき行政機関の長(行政機関情報公開法第17条の規定に基づき権限の委任を受けた行政機関の職員を含む。以下同じ。)から行われる場合があり、いずれの場合についても移送を受けた独立行政法人等において開示決定等を行わなければならないこととされている。

同様に、独立行政法人等から他の機関(他の独立行政法人等又は行政機関の長をいう。以下同じ。)への事案の移送についても、法第12条の規定に基づき他の独立行政法人等に対して行われる場合と、法第13条の規定に基づき行政機関の長に対して行われる場合とがある。

表3 開示請求事案の処理状況

(単位：件、%)

	処理すべき事案				事案の処理状況			
	新規受付事案	前年度からの持ち越し事案	移送を受けた事案	計	開示決定等がされた事案	取下げ事案	全部を移送した事案	処理中事案(次年度持ち越し)
平成17年度 (比率)	4,487	354	12	4,853 (100)	4,558 (93.9)	135 (2.8)	1 (0.0)	159 (3.3)
16年度	6,594	733	58	7,385 (100)	6,786 (91.9)	282 (3.8)	6 (0.1)	311 (4.2)
15年度	5,821	420	33	6,274 (100)	5,324 (84.9)	301 (4.8)	11 (0.2)	638 (10.1)
14年度	5,567	—	8	5,575 (100)	5,093 (91.4)	65 (1.2)	3 (0.0)	414 (7.4)

(注) 1 本表は、独立行政法人等が受け付けた開示請求事案及び他の機関から移送を受けた開示請求事案について平成18年3月31日現在の処理状況を示している。

1 件の開示請求事案の一部について開示決定等をしていても、残りの部分について開示決定等をしていない場合には、「処理中事案(次年度に持ち越し)」に計上している。

2 「取下げ事案」とは、開示請求がされた後に、開示請求者から当該開示請求を取り下げる旨の申出があり、その結果、開示決定等をする必要がなくなったものをいう。なお、事前段階の情報提供により開示請求をしようとした者が開示請求を取りやめたものなどは含まない。

3 「全部を移送した事案」とは、開示請求事案の全部を他の機関に移送したことで自ら開示決定等をする必要がなくなったものをいう。

他の独立行政法人等に移送されたものは、当該移送を受けた独立行政法人等において「移送を受けた事案」に計上され、行政機関の長に移送されたものは、行政機関情報公開法の施行状況調査において当該移送を受けた行政機関の長の「移送を受けた事案」に計上されている。

4 事案の一部のみを他の機関に移送する場合、1件の開示請求事案を分割して複数の他の機関に移送する場合等があり、「移送を受けた事案」と「全部を移送した事案」とは一致しない。

5 16年度に開示請求された段階では1件としていた事案を17年度に入ってから補正により複数の事案に分割した場合等があるため、17年度の「前年度からの持ち越し事案」と16年度の「処理中事案(次年度に持ち越し)」の件数は一致しない。

2 開示決定等の状況

(1) 開示決定等の件数

平成 17 年度には、表 4 のとおり、4,307 件の開示決定等がされている。

このうち、開示請求に係る法人文書について全部又は一部を開示する決定（開示決定）がされたものが 3,892 件（90.4%）、不開示の決定がされたものが 415 件（9.6%）となっている。

（注） 開示決定等の件数は、開示請求者への開示決定等通知の件数を計上している。開示請求のあった 1 事案を分割して複数の開示決定等をしているものや、関連する複数の事案をまとめて 1 件の開示決定等として通知しているものがあることから、表 4 の「開示決定等」と表 3 の「開示決定等がされた事案」の件数は一致しない。

なお、開示決定がされるものの中には、不開示情報が記録された法人文書ではあるが、公益上特に必要があるとして、独立行政法人等の裁量により開示されるもの（法第 7 条に基づく公益裁量開示）があるが、平成 17 年度は実績がなかった。

表 4 開示決定等の件数

（単位：件、%）

	開示決定等					
	計	開示決定				不開示の決定
		小計	全部を開示	一部を開示	うち、 公益裁量開示	
平成 17 年度 (比率)	4,307 (100)	3,892 (90.4)	1,792 (41.6)	2,100 (48.8)	<0> <(0.0)>	415 (9.6)
16 年度	6,818 (100)	6,265 (91.9)	1,927 (28.3)	4,338 (63.6)	<1> <(0.0)>	553 (8.1)
15 年度	5,484 (100)	5,011 (91.4)	1,385 (25.3)	3,626 (66.1)	<1> <(0.0)>	473 (8.6)
14 年度	4,600 (100)	3,963 (86.2)	1,043 (22.7)	2,920 (63.5)	<9> <(0.2)>	637 (13.8)

（注） 「うち、公益裁量開示」は、「全部を開示」又は「一部を開示」の内数である。

(2) 開示決定等の期限

ア 独立行政法人等は、開示請求があったときは、①開示請求があった日から 30 日以内に開示決定等をしなければならない（法第 10 条第 1 項）が、②事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、30 日以内に限り延長することができることとされている（同第 2 項）。

また、③開示請求に係る法人文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から 60 日以内にそのすべてについて開示決定等をするにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、開示決定等の期限の特例として、60 日以内に法人文書の「相当の部分」につき開示決定等をし、残りの法人文書については「相当の期間」内に開示決定等をすれば足りることとされている（法第 11 条）。この場合、開示請求者に開示決定等をする期限を通知することとされている。

平成 17 年度においてされた開示決定等 4,307 件についてみると、延長手続を採ることなく開示請求があった日から 30 日以内に決定されたもの（上記の①）が 3,993 件（92.7%）、期限を延長する手続が採られ、当該延長した期限までに決定されたもの（同②）が 211 件（4.9%）、期限の特例規定を適用して開示請求者に通知した期限までに決定されたもの（同③）が 46 件（1.1%）となっている。

なお、延長手続が採られず開示請求があった日から 30 日を超えて決定されたものが 56 件（1.3%）、延長手続が採られたものの当該延長した期限を超えて決定されたものが 1 件（0.02%）みられる。

表 5 延長手続の状況

（単位：件、%）

	延長手続を採らなかったもの	法第 10 条第 2 項による延長手続を採ったもの	法第 11 条による特例規定を適用したもの	計
平成 17 年度 （比率）	30 日以内に開示決定等がされたもの 3,993 (92.7)	延長した期限までに開示決定等がされたもの 211 (4.9)	通知した期限までに開示決定等がされたもの 46 (1.1)	4,307 (100)
	4,250 (98.7)			
	30 日以内に開示決定等がされなかったもの 56 (1.3)	延長した期限までに開示決定等がされなかったもの 1 (0.0)	通知した期限までに開示決定等がされなかったもの 0 (0)	
	57 (1.3)			
16 年度	30 日以内に開示決定等がされたもの 6,079 (89.2)	延長した期限までに開示決定等がされたもの 405 (5.9)	通知した期限までに開示決定等がされたもの 324 (4.8)	6,818 (100)
	6,808 (99.9)			
	上記以外のもの 10 (0.1)			
15 年度	30 日以内に開示決定等がされたもの 4,420 (80.6)	延長した期限までに開示決定等がされたもの 770 (14.1)	通知した期限までに開示決定等がされたもの 276 (5.0)	5,484 (100)
	計 5,466 (99.7)			
	上記以外のもの 18 (0.3)			

表6 期限までに開示決定等がされなかったものの法人別内訳

① 延長手続を採っておらず、30日以内に開示決定等がされなかったもの (単位: 件)

行政機関名	件数	期限を超過した日数		
		1週間以内	1か月以内	1か月超
国立病院機構	1	0	1	0
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	26	0	26	0
日本原子力研究開発機構	10	0	1	9
琉球大学	18	0	3	15
自然科学研究機構	1	1	0	0
計	56	1	31	24

② 延長手続を採って、延長した期限までに開示決定等がされなかったもの (単位: 件)

行政機関名	件数	期限を超過した日数		
		1週間以内	1か月以内	1か月超
年金資金運用基金	1	0	0	1

期限までに開示決定等がされなかった理由について関係法人では、開示請求の対象となる法人文書の特定(件数の数え方を含む。)に関して開示請求者との対応に時間を要した、対象文書の検索に時間を要した等としている。

(注) 56件の概要については、資料2、資料3を参照。

イ 法第11条の期限の特例規定を適用した事案に係る開示決定等について、開示請求があった日から開示決定等がされた日までの日数別に件数をみると、表7のとおりである。

平成16年度に比べると半年超の事案の割合は減少している。

なお、1年超を要した3件は、同一法人に対する請求で、大量の請求文書に対し順次、開示決定等が行われているものである。

(注) 3件の概要については、資料4を参照。

表7 法第11条の規定を適用した事案に係る開示決定等の処理日数別の件数

(単位: 件、%)

	開示決定等 件数	処理日数				
		60日以内	60日超 90日以内	90日超 半年以内	半年超 1年以内	1年超
平成17年度 (比率)	46 (100)	13 (28.3)	11 (23.9)	15 (32.6)	4 (8.7)	3 (6.5)
16年度	324 (100)	6 (1.8)	100 (30.9)	69 (21.3)	106 (32.7)	43 (13.3)
15年度	276 (100)	102 (37.0)	30 (10.8)	93 (33.7)	51 (18.5)	0 (0.0)
14年度	293 (100)	49 (16.7)	91 (31.1)	153 (52.2)	—	—

(注) 本表は、法第11条を適用した事案について行われた開示決定等のすべてを対象としており、60日以内にする事とされている「相当の部分」についての開示決定等や当該事案の対象となる法人文書の一部を分割してされた(中間的な)開示決定等を含む。

(3) 不開示の理由

ア 不開示の決定及び一部を開示する決定の不開示部分について不開示とした理由をみると、表8のとおりであり、対象となる法人文書の不存在によるものの割合が増加している。なお一部の法人で形式的な不備によるもの（手数料の未納など）がまとまってみられた。

表8 不開示理由の内訳

(単位：件、%)

	不開示の決定と一部を開示する決定の合計件数	内訳（複数該当あり）			
		不開示情報に該当	法人文書不存在	存否応答拒否	その他
平成17年度 (比率)	2,515 (100)	2,198 (87.4)	385 (15.3)	26 (1.0)	26 (1.0)
16年度	4,891 (100)	4,491 (91.8)	500 (10.2)	21 (0.4)	5 (0.1)
15年度	4,099 (100)	3,702 (90.4)	393 (9.6)	26 (0.6)	0 (0.0)
14年度	3,557 (100)	3,037 (85.4)	574 (16.1)	16 (0.4)	0 (0.0)

(注) 1 1件の決定において複数の不開示理由に該当するものがあるため、比率の合計は100にならない。
2 「その他」は、形式上の不備又は権利の濫用を理由とするものである。

イ 不開示情報に該当することを理由とするもの2,198件について、法第5条各号の不開示情報のいずれに該当するかをみると、表9のとおり、個人に関する情報（第1号）に該当するものが最も多く、次いで、法人等に関する情報（第2号）に該当するもの、事務又は事業に関する情報（第4号）に該当するものの順になっている。

また、存否応答拒否によるもの26件について、存否を答えるだけで開示することとなる情報が法第5条各号の不開示情報のいずれに該当するかをみると、個人に関する情報（第1号）に該当するものが最も多く、次いで、法人等に関する情報（第2号）に該当するもの、事務又は事業に関する情報（第4号）に該当するものの順になっている。

表9 不開示情報に該当することを理由とするもの及び存否応答拒否によるものの内訳

(単位：件、%)

不開示情報の区分		不開示情報に該当		存否応答拒否	
		件数	比率	件数	比率
		2,198	(100)	26	(100)
内訳 (複数該当あり)	法第5条第1号 個人に関する情報	1,642	(74.7)	16	(61.5)
	法第5条第2号 法人等に関する情報	829	(37.7)	10	(38.5)
	法第5条第3号 審議、検討等に関する情報	44	(2.0)	0	(0.0)
	法第5条第4号 事務又は事業に関する情報	528	(24.0)	1	(3.8)
	イ 国の安全等に関する情報	22	(1.0)	0	(0.0)
	ロ 公共の安全等に関する情報	61	(2.8)	0	(0.0)
イ及びロ以外		494	(22.5)	1	(3.8)

(注) 1件の決定において複数の不開示理由に該当するものがあるため、比率の合計は100にならない。

3 異議申立ての件数と処理の状況

(1) 異議申立ての件数

ア 開示決定等について不服がある者は、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）に基づき、独立行政法人等に対し、異議申立てをすることができる。

平成 17 年度には、表 10 のとおり、121 件の異議申立てが行われている。

表 10 異議申立ての受付状況

(単位：件)

	平成 17 年度	16 年度	15 年度	14 年度
異議申立て件数	121	124	77	47

イ 異議申立ての理由を見ると、表 11 のとおり、不開示の決定（一部を開示する決定における不開示部分を含む。）を受けた開示請求者からの異議申立てが 120 件、開示決定を受けた開示請求者から法人文書の特定に不服があるとするものが 22 件となっている。

表 11 異議申立ての理由

(単位：件)

	開示請求者からの異議申立て	第三者からの異議申立て	計
不開示の決定（一部を開示する決定の不開示部分を含む。）に対する異議申立て	○ 不開示情報に該当することを理由とする不開示決定に対する異議 96		120
	○ 法人文書の不存在を理由とする不開示決定に対する異議 18		
	○ 存否応答拒否による不開示決定に対する異議 6		
	○ 形式上の不備又は権利濫用を理由とする不開示決定に対する異議 0		
開示決定に対する異議申立て	○ 法人文書の特定に対する異議（開示決定をされた法人文書以外にも開示請求対象文書があるはずである、開示請求した文書と開示決定をされた文書が異なるなど） 22	○ 自己に関連する情報が記録された法人文書が開示されることとなる決定に対する不服 0	22
その他の異議申立て	○ 不作為に対する異議 0		1
	○ 事案の移送、期限の延長に関する異議 0		
	○ 決定内容に関わりのない事項に対する異議等 1		
計	143	0	143

(注) 1 件の異議申立てにおいて複数の理由があるものはそれぞれに計上しているため、本表の合計件数は、表 10 の異議申立ての件数の計とは一致しない。

(2) 異議申立ての処理状況

開示決定等について異議申立てを受けた独立行政法人等は、原則として、情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問した上で、異議申立てに対する決定をすることとされている（法第 18 条第 2 項）。

平成 17 年度において独立行政法人等が処理すべき異議申立て事案は、同年度に新たに申し立てられた 121 件及び 16 年度から持ち越された 124 件の計 245 件となっている。

この 245 件について、その処理状況をみると、表 12 のとおり、決定が行われ処理済みとな

っているものが106件（43.3%）であり、また、9件が取り下げられ、残りの130件は、審査会に諮問中の48件を含め平成18年度に処理を持ち越している。

表12 異議申立ての件数と処理状況

（単位：件、%）

	処理すべき件数	新規申立て件数	前年度からの持ち越し件数	処理済	処理中（次年度に持ち越し）	処理方針、諮問の要否等検討中、諮問の準備中等	審査会に諮問中	審査会の答申後、決定の準備中	取下げ件数
平成17年度（比率）	245 (100)	121	124	106 (43.3)	130 (53.0)	79 (32.2)	48 (19.6)	3 (1.2)	9 (3.7)
16年度	188 (100)	124	64	46 (24.5)	129 (68.6)	54 (28.7)	53 (28.2)	22 (11.7)	13 (6.9)
15年度	115 (100)	77	38	44 (38.3)	43 (37.4)	24 (20.9)	16 (13.9)	3 (2.6)	28 (24.3)
14年度	47 (100)	47		3 (6.4)	42 (89.4)	29 (61.7)	13 (27.7)	0 (0.0)	2 (4.2)

（注）1 「処理方針、諮問の要否等検討中、諮問の準備中等」には、不適法な異議申立てであるなど審査会への諮問を要しない事案について決定の準備をしているものを含む。

2 16年度に受け付けた段階では1件であったものを17年度に処理する段階で複数件に分割したもの、件数を集計し直したもの等があり、17年度の「前年度からの持ち越し件数」と16年度の「処理中件数（次年度に持ち越し）」とは、一致しない。

(3) 決定の状況

ア 平成17年度に処理済みとされた106件についてみると、表13のとおり、審査会に諮問し、答申を受けて決定を行ったものが88件、審査会に諮問しないで決定を行ったもの（異議申立てが不適法であること等により審査会に諮問する必要がないもの）が18件となっている。

決定の内訳を見ると、異議申立てに理由がないとして棄却したもの49件（46.2%）、異議申立てに理由があるとして開示決定等の全部又は一部の取消し又は変更をしたもの（申立ての認容又は一部認容）47件（44.3%）、異議申立てが不適法であるとして却下したものが10件（9.4%）となっている。

なお、審査会に諮問し、その答申を受けた独立行政法人等が、答申の内容と異なる内容の決定を行ったものはなかった。

表13 異議申立てに対する決定の状況

（単位：件、%）

	申立て棄却	申立て認容	申立て一部認容	却下	計
審査会に諮問しないで裁決・決定を行ったもの	—	8	—	10	18
審査会に諮問し、答申を受けて裁決・決定を行ったもの	49	3	36	—	88
計（比率）	49 (46.2)	11 (10.4)	36 (34.0)	10 (9.4)	106 (100)

イ 異議申立てを受けてから決定を行った日までの期間をみると、表 14 のとおり、2 年を超える期間を要したものが 2 件 (1.9%) あり、1 年を超える期間を要したものが半数近くとなっている。

表 14 異議申立ての受付から決定までの日数

(単位：件、%)

	決定 件数	90 日以内	90 日超 半年以内	半年超 9 か月以内	9 か月超 1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超
平成 17 年度 (比率)	106 (100)	10 (9.4)	22 (20.8)	11 (10.4)	15 (14.2)	46 (43.3)	2 (1.9)
16 年度	46 (100)	10 (21.7)	7 (15.2)	12 (26.2)	7 (15.2)	10 (21.7)	0 (0.0)
15 年度	44 (100)	5 (11.4)	13 (29.5)	11 (25.0)	5 (11.4)	10 (22.7)	— (—)
14 年度	3 (100)	3 (100)	0 (0.0)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)

ウ 行政不服審査制度は、簡易迅速な手続により国民の権利利益の救済を図ることを目的としているものであることから、異議申立て事案はできる限り迅速に処理されることが求められており、審査会に諮問すべき事案は速やかに諮問される必要がある。

平成 17 年度に諮問された 65 件について異議申立てを受けてから諮問するまでの期間をみると、表 15 のとおり、90 日超となっているものが 28 件 (43.1%) となっており、また、18 年 3 月 31 日現在、諮問準備中としている 79 件をみると、すでに 90 日を越えているものが 26 件 (32.9%) あるなど、諮問までに長期間を要している状況がみられる。

表 15 異議申立てを受けてから審査会に諮問するまでの期間

(単位：件、%)

	17 年度に審査会に諮問した件数				処理方針の検討中、審査会への諮問準備中等	異議申立てを受けてからの経過日数		
	異議申立てを受けてから審査会に諮問した 日までの日数					異議申立てを受けてからの経過日数		
	30 日以内	30 日超 90 日以内	90 日超			30 日以内	30 日超 90 日以内	90 日超
件数 (%)	65 (100)	9 (13.8)	28 (43.1)	28 (43.1)	79 (100)	30 (38.0)	23 (29.1)	26 (32.9)

- (注) 1 異議申立てを受けてから諮問までに 90 日超を要したものの 28 件の概要については、資料 5 を参照。
2 審査会への諮問準備中等の事案のうち、異議申立てから 90 日超を経過しているもの 26 件の概要については、資料 6 参照。

異議申立てを受けてから諮問するまでに 90 日超を要した 28 件及び 18 年 3 月 31 日現在、諮問準備中で、異議申立てを受けてからすでに 90 日を越えている 26 件を法人別にみると次のとおりである。

表 15-① 審査会に諮問するまでの期間が 90 日を超えているもの

(単位：件)

行政機関名	諮問件数	日数区分			
		91～100	101～180	181～365	366～
自動車事故対策機構	1	0	1	0	0
都市再生機構	6	0	0	6	0
日本学術振興会	1	0	1	0	0
日本学生支援機構	1	1	0	0	0
水資源機構	1	0	1	0	0
日本郵政公社	4	0	1	3	0
日本銀行	1	1	0	0	0
自然科学研究機構	1	0	1	0	0
東日本高速道路株式会社	1	0	0	1	0
中日本高速道路株式会社	4	0	0	0	4
阪神高速道路株式会社	7	0	7	0	0
計	28	2	12	10	4

(注) 東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び阪神高速道路株式会社は、法の対象法人ではないが、旧道路公団の事案を承継し、経過措置に基づき処理しているものである。

表 15-② 調査日現在、諮問の準備等としている事案で、受付から既に 90 日超を経過しているもの

(単位：件)

行政機関名	諮問件数	日数区分			
		91～100	101～180	181～365	366～
都市再生機構	20	0	2	4	14
琉球大学	1	0	0	1	0
東京地下鉄株式会社	5	0	0	0	5
計	26	0	2	5	19

(注) 東京地下鉄株式会社は、法の対象法人ではないが、旧帝都高速度交通営団の事案を承継し、経過措置に基づき処理しているものである。

これに関し、関係法人では、諮問までに長期間を要している理由として、対象文書が著しく大量であったことから、不開示部分及び不開示理由について慎重な検討を行うために時間を要したこと、開示請求や異議申立てが同時期に集中したこと、独立行政法人への移行に伴い事務処理が遅延したこと等を挙げている。

エ 審査会の答申を受けた事案についても、上記ウと同様に速やかに決定を行う必要であるが、答申を受けてから決定をするまでの期間をみると、表 16 のとおり、審査会に諮問して平成 17 年度に決定を行った 88 件のうち、答申を受けてから決定するまでの日数が 60 日を超えたものが約 1 割となっている。また、18 年 3 月 31 日現在、審査会の答申を受けて決定の準備中としている 3 件のうち 1 件が、すでに 60 日を超えている。

表 16 答申を受けてから決定をするまでの期間

(単位：件、%)

	審査会に諮問して決定を行ったもの				審査会の答申を受けて決定の準備中			
	答申を受けてから決定までの日数				答申を受けてからの経過日数			
	30日以内	30日超 60日以内	60日超		30日以内	30日超 60日以内	60日超	
件数 (比率)	88 (100)	53 (60.2)	24 (27.3)	11 (12.5)	3 (100)	1 (33.3)	1 (33.3)	1 (33.3)

(注) 1 答申を受けた日から決定までに60日超を要した11件の概要については、資料7参照。

2 答申を受けてから60日超を経過している1件の概要については、資料8参照。

答申を受けてから決定するまでの日数が60日超を要した11件及び18年3月31日現在、審査会の答申を受けて決定の準備中で、すでに答申を受けてから60日を超えている1件を法人別にみると次のとおりである。

表 16-① 答申を受けてから裁決・決定をするまでに60日超を要したもの

(単位：件)

行政機関名	決定件数	日数区分			
		61～70	71～90	91～180	181～
自動車事故対策機構	1	0	1	0	0
日本郵政公社	1	0	0	0	1
琉球大学	2	0	0	0	2
社会保険診療報酬支払基金	7	2	0	5	0
計	11	2	1	5	3

(注) 社会保険診療報酬支払基金は、平成15年10月1日に民間法人化により、法の対象法人ではなくなったが、対象法人であったときに処理中であった事案を経過措置に基づき引き続き処理しているものである。

表 16-② 調査日現在、決定の準備中としている事案で、
答申を受けてから既に60日超を経過しているもの

(単位：件)

行政機関名	決定件数	日数区分			
		61～70	71～90	91～180	181～
社会保険診療報酬支払基金	1	0	0	1	0

答申を受けてから決定するまでの日数が60日超を要している理由として関係法人は、異議申立人から口頭意見陳述を求められて当該手続に時間を要したとしているもののほか、答申を受けての再検討を慎重に行うため時間を要した、業務が繁忙である等としている。

(4) 審査会における審査状況

審査会では、表 17 のとおり、平成 17 年度に新たに諮問を受けた 65 件及び 16 年度からの持ち越し事案 46 件の計 111 件から、途中で取り下げられた 8 件を除いた 103 件の諮問事案に対し、71 件の答申を行っている。

この 71 件の答申を内容別にみると、諮問庁（審査会に諮問した独立行政法人等）の開示・不開示の判断を妥当としたものが 40 件（56.3%）、妥当でない又は一部妥当でないとしたものが 31 件（43.7%）となっている。

表 17 審査会における審査状況

(単位：件、%)

年度	新規諮問 件数	前年度か らの持ち 越し件数	計	計	答申件数			取下げ 件 数	次年度に 持ち越し 件数
					諮問庁の判 断は妥当	諮問庁の判 断は一部妥 当でない	諮問庁の判 断は妥当で ない		
平成 17 年度 (比率)	65	46	111	71 (100)	40 (56.3)	24 (33.8)	7 (9.9)	8	32
16 年度	82	24	106	57 (100)	37 (64.9)	15 (26.3)	5 (8.8)	3	46
15 年度	51	13	64	45 (100)	25 (55.6)	16 (35.6)	4 (8.8)	3	16
14 年度	13	—	13	0	—	—	—	0	13

(注) 諮問庁では、複数の不服申立て事案を 1 件にまとめて審査会に諮問する場合がありますが、表 12 の「審査会に諮問中」の件数と本表の「次年度に持ち越し件数」の件数とは一致しない。

4 情報公開に関する訴訟の状況

開示決定等の取消し等を求める訴訟についてみると、表 18 のとおり、平成 17 年度に新たに 2 件が地方裁判所に提起されている。

この 2 件と前年度から係属している 2 件の計 4 件のうち、平成 17 年度には、3 件の判決が出されている。

また、高等裁判所には、地方裁判所（第一審）の判決を不服として 6 件の控訴事件（前年度から係属している 3 件を含む。）が係属し、そのうち 4 件について判決が出されている。

さらに、最高裁判所には、高等裁判所（控訴審）の判決を不服として 3 件が上告又は上告受理の申立てがされており、平成 18 年 3 月 31 日現在、2 件が審理中である。

(注) 判決の概要については、資料 9 を参照。

表 18 情報公開に関する訴訟の状況

(単位：件)

		17年度	16年度	15年度	14年度
地方裁判所 (第一審)	新規提訴	2	2	3	1
	前年度から係属	2	5	1	—
	係属 計	4	7	4	1
	判決	3	5	2	0
	取下げ	0	0	0	0
	審理中 (次年度に持ち越し)	1	2	2	1
高等裁判所 (控訴審)	新規控訴	3	4	2	0
	前年度から係属	3	1	0	—
	係属 計	6	5	2	0
	判決	4	2	1	0
	取下げ	0	0	0	0
	審理中 (次年度に持ち越し)	2	3	1	0
最高裁判所 (上告審)	新規上告	2	1	0	0
	前年度から係属	1	0	0	0
	係属 計	3	1	0	0
	判決	1	0	0	0
	取下げ	0	0	0	0
	審理中 (次年度に持ち越し)	2	1	0	0

5 手数料の減免

独立行政法人等は、開示請求者の経済的困難その他特別の理由があると認められるときは、独立行政法人等の定めるところにより、手数料を減額し、又は免除することができることとされており（法第 17 条第 3 項）、すべての独立行政法人等が、手数料の減額の定めを設けている。

この制度により、平成 17 年度は、1 件の申請があり、減免が認められている。

(別表)

平成 17 年度途中における独立行政法人等の組織改編

旧法人名等	異動	新法人等
-	H17. 4. 1 新設	(独) 医薬基盤研究所
-	H17. 9. 1 新設	(独) 沖縄科学技術研究基盤整備機構
-	H17. 10. 1 新設	(独) 年金・健康保険福祉施設整理機構
核燃料サイクル開発機構 日本原子力研究所	H17. 10. 1 統合	(独) 日本原子力研究開発機構
首都高速道路公団 日本道路公団 本州四国連絡橋公団 阪神高速道路公団	H17. 10. 1 廃止 (民営化)	〔首都高速道路株式会社 東日本高速道路株式会社 中日本高速道路株式会社 西日本高速道路株式会社 本州四国連絡高速道路株式会社 阪神高速道路株式会社〕
	H17. 10. 1 新設	(独) 日本高速道路保有・債務返済機構
富山大学 富山医科薬科大学 高岡短期大学	H17. 10. 1 統合	富山大学
筑波技術短期大学	H17. 10. 1 改称	筑波技術大学

(参考)

平成 18 年 4 月 1 日における独立行政法人等の組織改編

旧法人名等	異動	新法人等
-	新設	(独) 年金積立管理運用独立行政法人
(独) 消防研究所	廃止	(消防庁が承継)
(独) 土木研究所 (独) 北海道開発土木研究所	統合	(独) 土木研究所
(独) 海員学校 (独) 海技大学校	統合	(独) 海技教育機構
(独) 国立オリンピック記念青少年総合センター (独) 国立少年自然の家 (独) 国立青年の家	統合	(独) 国立青少年教育振興機構
(独) 産業安全研究所 (独) 産業医学総合研究所	統合	(独) 労働安全総合研究所
(独) 食品総合研究所 (独) 農業工学研究所 (独) 農業者大学校 (独) 農業・生物系特定産業技術研究機構	統合	(独) 農業・食品産業技術総合研究機構
(独) 水産総合研究センター (独) さけ・ます資源管理センター	統合	(独) 水産総合研究センター
年金資金運用基金	廃止	(年金積立管理運用独立行政法人及び (独) 福祉医療機構に承継)